

文京区国内交流・連携事業補助金に関するQ&A

No.	質問等	回答
対象者について		
1	「非営利団体」の範囲は。	「非営利」とは、団体が利益を上げてもその利益を構成員(会員など)に分配しないという「非分配」を意味します。つまり、「非営利団体」とは、「利益を上げない団体」という意味ではなく、「利益が上がっても構成員に分配せず、団体の活動目的を達成するための費用に充てている団体」とされています。
補助事業について		
2	申請者が後援を行う事業は対象となるのか。	なりません。主催・共催など、申請者が主体となって実施する事業のみについて申請できます。
3	「住民相互交流事業」とはどのようなものか。	他の地域が持つ魅力の発信や、住民の交流を深める事業です。例えば、他地域の住民の方と一緒に農業体験や文化体験を行うとともに、互いの区や市の魅力について発表したりするなど、何かしらの形で相互の地域への文化、産業、歴史等の理解を深めるものを想定しています。(事業実施場所は、文京区内外問いません。)したがって、単に対象地域に観光へ行くだけでは交付の対象とはなりません。なお、対象地域の文化、産業、歴史等を学習し、体験すること等ができる事業と認められる場合は、選考時にその点を重視させていただきます。
対象地域について		
4	「対象地域」とはどこか。	国内のどこでも対象地域とします。ただし、東京都下の市区町村は対象外です。なお、交流の対象地域が「文京区と協定等を締結しており、加点対象となる自治体」である場合は、選考時にその点を重視させていただきます。
補助対象経費について		
5	「事業の実施に直接要する費用」とは、どのようなものを想定しているのか。	例えば、往復の交通費(※)、会場代、講師への報酬などは経費として認められます。また、宿泊代などについても、事業全体が複数日にわたる場合などは対象としますが、1人1泊あたり1万円(税込み)までとします。飲食費、当該団体会員へ支出した経費は対象となりません。 (※)レンタカー代等も対象となる場合がありますので、別途ご相談ください。
6	同一の事業で別の補助金を受けているが、この補助金の対象となるか。	別の補助金で賄われる部分を除いた経費は対象になります。また、今後、同一の事業で別の補助金を受ける予定がある場合については、この補助金の対象とはなりませんので、ご注意ください。
補助金の額について		
7	補助金の交付額を教えてください。	事業実施に直接要した経費(Q.5 参照)から、事業実施により直接得る収入(参加費等)を除いた金額の2分の1となります。ただし、申請した経費の一部が対象経費と認められない場合などは、申請額より少ない金額で交付されることがありますので、ご注意ください。
8	補助金の上限額は？	対象地域が新潟県、長野県、栃木県、群馬県、茨城県、埼玉県、千葉県、神奈川県及び山梨県並びにこれらの県内の市町村は上限5万円、それ以外の地域は上限10万円です。
対象期間について		
9	実施事業の対象期間を教えてください。	交付決定を受けた日から令和7年2月28日(金)までに実施が完了した事業を対象とします。また事業終了後1カ月を目途に実績報告書の提出をお願いします。スケジュールに余裕を持った事業実施をお願いいたします。
申請について		
10	この補助金は、毎年申請できるのか。	この補助金の交付は、1年度1回までで、連続する2回が上限です。例えば、令和6年度に交付を受けた場合は、令和7年度も申請可能となります。(その場合、2年目は前年度の内容を拡充する必要があります。「事業計画書の記入例」をご参照ください。)ただし、区長がやむを得ないと認めた事情により当該連続する2回目の補助金の交付を受けられなかった時は、この限りではありません。
11	申請内容に変更があった場合は？	アカデミー推進課にご連絡の上、「文京区国内交流・連携事業変更等承認申請書」をご提出ください。
実績報告・補助金の請求について		
12	事業実施後の流れは？	①実績報告書の提出 ②区で内容の確認後、補助額の確定(確定通知書を送付します。) ③請求書兼口座振替依頼書の提出 ④団体口座へお支払い なお、実績報告書、請求書については、事業実施後1カ月を目途に提出をお願いします。
13	「支払い等を証明する書類の写し」とは、どのようなものを提出すればよいか。	領収書に限らず、支払日及び金額がわかる書類等(例えば、請求書とクレジットカード明細の引落日と金額が一致しているなど)も対象となる場合がありますので、ご相談ください。